

平28福個答申第20号
平成29年3月21日

福岡市長 高島 宗一郎 様
(東区保健福祉センター子育て支援課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 村上 裕章
(総務企画局行政部情報公開室)

保有個人情報の訂正請求に係る訂正拒否決定処分に対する
異議申立てについて (答申)

平成28年条例第8号による改正前の福岡市個人情報保護条例(平成17年福岡市条例第103号)第49条第2項の規定に基づき、平成28年1月15日付け東区子第834-1号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第109号

『児童扶養手当支給停止処分一部取消通知書』に係る決裁文書の『起案の趣旨等』に記載された個人情報の訂正拒否決定処分に対する異議申立て

答 申

1 審議会の結論

『児童扶養手当支給停止処分一部取消通知書』に係る決裁文書の『起案の趣旨等』に記載された個人情報（以下「本件個人情報」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った訂正拒否決定処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、実施機関が異議申立人に対して行った、本件個人情報に係る平成27年12月28日付けの本件処分を取り消すとの決定を求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

- ① 平成27年12月16日、異議申立人は、実施機関に対し、平成28年条例第8号による改正前の福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号。以下「条例」という。）第33条の規定に基づき、本件個人情報の訂正請求を行った。

なお、異議申立人は、保有個人情報訂正請求書に次のように記述している。

「平成〇年〇月〇日付け東区字第707-1号保有個人情報開示決定通知書にて開示された『福岡市起案用紙（2/2）』の赤枠（※）の部分
（理由）

『児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書』の提出については、当時の子育て支援課担当職員と面談して相談し、平成〇年〇月〇日に当該職員とともに東区課税課へ伺った。そこで、課税課市民税第2係職員も含めて、税金控除関係や、子どもの健康保険関連についても話をしている。

つまり、子育て支援課は、『児童が、前夫の健康保険の資格を喪失した日』を、平成〇年〇月〇日には既に把握していながら、平成〇年〇月〇日の児童扶養手当振込分について、半額措置を行ったということである。

なお、この件との関連事案について、平成〇年〇月～〇月にかけて、子育て支援課は、東区市民課担当職員とも情報共有を行っている。

（平成〇年〇月〇日付けにて、内容証明送付。現在のところ未回答）」

- (※) 赤枠には、「今回は、平成〇年〇月が支給要件に該当する日の属する月の初日から起算して7年を経過したと判断し、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書の提出依頼をしたが、提出がなかったため、一部支給停止措置を行った。

しかし、支給要件に該当する日を、児童が前夫の健康保険の資格を喪失した日（平成〇年〇月〇日）にしなければならなかったところ、錯誤により、前夫と別居した日（平成〇年〇月〇日）と認定していたことが判明した。」と記載されている。

- ② 平成27年12月28日、実施機関は、本件個人情報、錯誤の概要を記述しているものであり、事実との相違はなく、訂正すべきものはないとして、条例第36条第2項の規定により本件処分を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- ③ 平成28年1月6日、異議申立人は、本件処分について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨

(1) 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

- ① 保有個人情報訂正拒否決定通知書の「保有個人情報を訂正しない理由」欄に記載されている「事実と相違なく」の部分が事実ではないため。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成29年2月15日の当審議会審査請求部会における口頭意見陳述によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

- ① 本件個人情報は、錯誤の概要を記述しているものであり、事実との相違はない。
- ② 異議申立人は、平成〇年〇月〇日に子育て支援課職員とともに東区課税課へ伺ったと主張しているが、当該来課に係る記録は存在せず、事実であると認められない。

4 審議会の判断

上記のような異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断する。

(1) 本件個人情報の訂正の要否について

- ① 異議申立人は、実施機関が、児童が前夫の健康保険の資格を喪失した日を平成〇年〇月〇日には把握していながら、平成〇年〇月〇日の児童扶養手当振込分について、半額措置を行ったという趣旨を福岡市起案用紙に記載するよう求めていると思われる。
- ② そこで当審議会は、平成〇年〇月〇日の来課に係る記録等について実施機関に確認したが、当該記録は存在しないとのことであった。そのほか、当審議会としては、異議申立人の主張を裏付ける事実を認定することができなかった。
- ③ 条例第35条は、訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならないと規定している。「訂正請求に理由がある」とは、請求どおりに保有個人情報の内容が事実でないことが判明したときをいうところ、事実がどう

であったか判明しない状況にある中では、本件個人情報の訂正請求に理由があるとは認められない。

以上により、実施機関が本件個人情報について行った本件処分について、「1審議会の結論」のとおり判断する。

5 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
平成28年 1 月 15 日	実施機関から諮問
平成28年 2 月 9 日	実施機関から弁明意見書を受理
平成28年 4 月 11 日	異議申立人から反論意見書を受理
平成29年 1 月 25 日	調査手続
平成29年 2 月 15 日（第177回審査請求部会）	実施機関から意見聴取及び審議
平成29年 3 月 15 日（第178回審査請求部会）	審議